

議 事 録
名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会
第3回

- 1．日 時： 平成 24 年 11 月 22 日（木）9:30～12:35
- 2．場 所： 東京交通会館 12 階 カトリアサロン B

3．議事次第

- 1) COP11 における ABS に関する議論の概要について
- 2) EU 等の名古屋議定書国内措置案について
- 3) その他

4．配布資料

- 資料 1-1 COP11 における名古屋議定書に係る主な決定内容
- 資料 1-2 COP11 における名古屋議定書に係るサイドイベント概要
- 資料 1-3 名古屋議定書の締結に係る各国の動向
- 資料 2 国内措置のあり方に関する論点と EU・スイス・デンマークの国内措置案の対応

参考資料 1-1 COP11 における名古屋議定書に係るサイドイベント概要（詳細版）

参考資料 1-2 サイドイベント発表資料（日本）

参考資料 1-3 サイドイベント発表資料（デンマーク）

参考資料 1-4 サイドイベント発表資料（ノルウェー）

参考資料 1-5 サイドイベント発表資料（スイス）

参考資料 2-1 EU 規則案（原文）

参考資料 2-2 EU 規則案（環境省暫定仮訳）

参考資料 3-1 スイス法案（英訳）

参考資料 3-2 スイス法案（環境省暫定仮訳）

参考資料 4-1 デンマーク法案（英訳）

参考資料 4-2 デンマーク法案（環境省暫定仮訳）

参考資料 5-1 国内措置のあり方に関する論点整理について

参考資料 5-2 事務局から委員への個別確認事項及び委員からのご回答の概要について

（委員配布資料）

- ・ EU Regulation on ABS（炭田委員）

5．出席者

（委員）

磯崎座長、浅間委員、足立委員、小幡委員、鈴木（健）委員、鈴木（睦）委員、炭田委員、寺田委員、西澤委員、二村委員、藤井委員、丸山委員、吉田委員

(関係府省)

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、内閣官房総合海洋政策本部事務局

(事務局)

環境省：伊藤自然環境局長、星野大臣官房審議官、亀澤自然環境計画課長、牛場生物多様性施策推進室長、奥田生物多様性地球戦略企画室長、上河原総務課長、永見課長補佐、中澤課長補佐、中尾企画官、山崎係長、辻田係長、浅原係長、小林事務補佐員

ノルド社会環境研究所：園主任研究員、市村研究員、他

6 . 議事録

開会

中澤課長補佐 予定の時刻が参りましたので、ただいまより、第3回名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会を始めさせていただきます。

開会に当たりまして、伊藤自然環境局長よりご挨拶を申し上げます。

伊藤自然環境局長 おはようございます。環境省自然環境局長の伊藤でございます。名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会第3回の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本検討会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご案内のとおり、10月にインドで開催されました生物多様性条約のCOP11では、名古屋議定書に関して、当省、EU、そして条約事務局が共催でサイドイベントを開催し、国内措置に関する情報交換を行いました。座長の磯崎先生にはこのサイドイベントの場で、日本における検討状況として本検討会での論点を中心にご報告をいただきました。ありがとうございました。

サイドイベントでは、日本のほかに、EU、デンマーク、ノルウェー、スイスが国内措置案の内容等を発表し、立ち見が出るほどの盛況であったと聞いております。名古屋議定書を採択したCOP10の議長国による開催は、議定書の発効に向けた各国の取組を促進する上で、大変時宜を得たものであったのではないかと考えております。

COP11では、このサイドイベントの場以外でも、名古屋議定書の締結に向けた各国の取組状況を情報収集してまいりました。その中でも、とりわけEUが10月4日付で規則案を公表したことに各国の関心が集まっていたところがございます。今後、EU加盟国による検討が本格化すると承知しておりますが、発表されました規則案の骨格を見ますと、当然のことながら、EU加盟国各国における実施が可能となるよう、汎用性が高いものとして検討されているのではないかの印象を持っているところです。

そういう意味におきまして、これらは我が国が国内措置を検討する上でも極めて有益な情報であると考えております。本日はこれを題材として、委員の皆様幅広いご意見を賜り、名古屋議定書の国内措置の検討を前進させていきたいと考えております。

どうぞよろしく願い申し上げます。

中澤課長補佐 続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元に、「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会(第3回)」の議事次第がございます。この議事次第の裏に資料一覧がございますので、これをご確認いただければと思います。

資料1-1「COP11における名古屋議定書に係る主な決定内容」です。資料1-2「COP11における名古屋議定書に係るサイドイベント概要」です。資料1-3「名古屋議定書の締結に係る各国の動向」です。資料2「国内措置のあり方に関する論点とEU・スイス・デンマークの国内措置案の対応」です。

参考資料1-1「COP11における名古屋議定書に係るサイドイベント概要(詳細版)」です。参考資料1-2 サイドイベント発表資料、これは日本のものです。参考資料1-3 サイドイベント発表資料、デンマークのもの。参考資料1-4 サイドイベント発表資料、ノルウェーのもの。参考資料1-5 サイドイベント発表資料、スイスのものです。

参考資料2-1が、EUの規則案です。英文のものです。参考資料2-2が、EU規則案、これは環境省の暫定仮訳です。

続きまして、参考資料 3-1 が、スイス法案の英訳、参考資料 3-2 が、スイス法案の環境省での暫定和訳版です。

参考資料 4-1 が、デンマーク法案の英訳で、参考資料 4-2 が、デンマーク法案の英訳を環境省で仮訳したものです。

参考資料 5-1「国内措置のあり方に関する論点整理について」は第 1 回、第 2 回でご検討いただいた中身です。参考資料 5-2 が、「事務局から委員への個別確認事項及び委員からのご回答の概要」で、第 2 回の最後に、1 回、2 回の際に私どものほうでいくつか確認をさせていただきたいとお話しさせていただきましたとおり、各委員にご発言内容について少し詳しく内容を確認させていただいております。その中身を参考資料 5-2 にまとめています。その 5-2 のまとめたものを、5-1 のほうに反映していると、そういう構造になっております。

参考資料番号をつけていませんけれども、スイスの参考資料として英文のものをつけております。それから、炭田委員から、EU の国内措置の案を図化したものをご参考にいただいております。

以上が資料ですが、もし過不足等ございましたらお声がけいただければと思います。

(はい)

中澤課長補佐 本日は、北村委員がご欠席と聞いています。また、二村委員が遅れているようでございます。

それでは、座長である磯崎先生に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いたします。

1) COP11 における ABS に関する議論の概要について

磯崎座長 おはようございます。今回は、時間を少し多めにとって 3 時間を予定しております。以前と同じやり方ですが、途中で休憩をとって、その後具体的な議論、特に EU 関連のレギュレーションの案を中心にしたような議論ができるようにしたいと考えております。

既に先ほどの局長の挨拶、あるいは事務局からもありましたけれども、今回は、ハイデラバードでの COP11 で名古屋議定書に関連してどのような国際的な新しい動きがあったかの整理、先ほど触れました EU が出してきた提案、それらを中心に議論をしたいと思っております。

それから、既に会議に先立って事務局から今回の資料をメールベースで添付ファイルを送らせていただいておりますので、時間は必ずしも十分ではなかったかもしれませんが、ある程度これらの資料について、EU 案を含めて目を通していただいていると思います。

それから、事務局から最後のほうに説明のあった資料 5-1 と 5-2、これらについてもやはり目を通していただいているかと思いますが、これらに関する議論は、先ほども触れましたように、休憩の後に時間をとって行いたいと思っておりますので、そのような形でご協力をお願いしたいと思います。

それでは早速、最初の議題 1 に入りたいと思います。

ハイデラバードでの COP11 での動向についての概略です。資料 1-1 と 1-2、1-3 について説明をお願いいたします。

辻田係長 環境省生物多様性施策推進室の辻田でございます。それでは、資料 1-1 についてご説明させていただきます。

こちらは COP11 における名古屋議定書に関する主な決定内容を説明するものです。まず一つ目としまして、名古屋議定書の第 1 回締約国会議に向けた追加作業として、名古屋議定書政府間委員会の第 3 回会合を COP12 までの間に開催することが決まりました。ICNP3 は、以下(2)～(5)として書いて

おります ICNP2 までの継続議題に加えまして、次のことを追加的に扱うこととなりました。

一つ目が、締約国による自国の議定書の履行状況についての監視と報告。契約の条項のひな型や任意の行動規範、指針、ベストプラクティスなどの作成や利用に関する意見交換。議定書の実施状況に関する意見交換です。また、既に締約国であるガボン、それからウガンダなどの主に途上国の提案によって、条約締約国に対して議定書締結のための国内手続の開始及び促進を求め、というような内容が決定の中に含まれました。これは、COP11 の始まった時点では、締約国数がまだ 6 でして、まだまだ発効に手が届かないという状況を憂慮しての提案でございました。

次に二つ目ですけれども、議定書第 10 条に規定されます多数国間利益配分メカニズムの必要性及び態様につきましては、広範囲な意見照会を条約事務局の方で行いまして、利用可能な予算がある場合には、さらに専門家会合を開催しまして、その意見照会の結果を整理して、ICNP3 に提出することが決定されました。

三つ目、ABS クリアリングハウスの運用の態様に関しましては、名古屋議定書第 1 回締約国会議までに条約事務局がクリアリングハウスの構築に関して実施すべき作業の計画やスケジュールを承認しました。また、ABS クリアリングハウスの構築に関して条約事務局に対して技術的助言を行う非公式なアドバイザー委員会を設置すること、さらに、利用可能な予算がある場合には ICNP3 までにその委員会を一度開催することが決定されました。

四つ目としまして、能力開発等の支援措置についてですけれども、利用可能な予算がある場合には、専門家会合を開催すること、開催した場合には、能力開発に係る戦略的枠組みの案の作成を行って、ICNP3 に提出することとなりました。

最後、議定書第 30 条の方の、議定書の遵守を促進し不履行の事案に対処するための手続及び制度に関してですけれども、こちらは「遵守」という言葉が使われておりますが、論点の表などで引用している第 15 条、第 16 条、第 17 条の遵守とはまた別でして、議定書の規定全体への締約国による遵守を促進するための協力手続というようなものなのですが、こちらについては、名古屋議定書第 1 回締約国会議での承認を目指して、作業を ICNP3 においても継続することが決定されました。

次に、資料 1-2 をごらんください。こちらは、冒頭の挨拶や座長からのご挨拶にもありましたが、COP11 において、環境省、条約事務局、EU が共催しましたサイドイベントの結果の概要です。

サイドイベントは「ABS に関する名古屋議定書を履行するための遺伝資源利用国としての措置に関する情報共有」という題名で行いました。このサイドイベントでは、5 カ国が自国の取組状況を発表した後、質疑応答という形式をとりまして、発表した 5 カ国は、日本、EU、デンマーク、ノルウェー、スイスになります。こちら冒頭の挨拶で触れておりますが、改めて繰り返します。

司会は条約事務局にお願いしました。

ここから概要をご説明いたしますけれども、この場では一部のみのご紹介とさせていただきますので、参考資料として詳細な概要ですとか、各国の発表資料もつけておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは概要の方ですけれども、開会后、「各国の国内制度の概要又は検討中の国内制度の構造について」ということで、まずは日本から発表を行いました。発表は磯崎座長にお願いいたしました。タイトルは、「日本の取るべき国内措置に関する各種論点に係る検討会における意見の概要」です。ここでは、検討会における検討状況の概要としまして、主な内容、ポイントを紹介いただきました。

具体的には、その下に掲げている内容になりますが、遵守に関する国内措置の望ましい性質や特徴としては、簡素、明確、柔軟、効果的などのキーワードが挙げられていること。

遵守の対象とする国は、原則として議定書の 6 条 3 を実施し、MAT の設定の有無に関するものを含む関係情報を ABS クリアリングハウスに提供している提供国とすべき、という意見があること。

遵守措置の対象とする遺伝資源等は、議定書の発効後、かつ国内措置の施行後に取得されたものとすべき、という意見。

コモディティはそのものの目的に沿った利用をする場合は対象外だろうという話がありますがけれども、そうではなくて、遺伝資源として研究開発目的にコモディティを利用する場合に対応可能な現実的かつ効果的な措置については、なかなか容易ではないため、検討を要する、という意見。

学術研究への配慮や、ITPGR (食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約) と名古屋議定書の対象とする遺伝資源の境界線の明確化が必要、という意見。

チェックポイントの基本的な役割には関連情報の確認、遺伝資源等の出所の証明、利用者への注意や指摘を含むべき、という意見。

チェックポイントでは、行政的措置又は立法的措置によって利用者に対して報告を要請することによって、秘密の情報を除く利用に関する必要な情報を収集すべき、という意見。

不履行の状況への効果的な対処に関しては、適正な利用者メリットのある制度が望ましい、という意見。

そして最後に、国内 PIC 制度の導入の必要性については見解が分かれている、という意見や状況などを紹介していただきました。

次に EU ですけれども、「EU による議定書の実施：現状と今後の取組」というタイトルで、10 月 4 日付で欧州委員会が公表した規則案の作成に係る検討の過程や規則案の概要説明がありました。欧州委員会は、日本でいう内閣や省庁に相当する組織を含む組織で、ここで通常の法案作成などを行っています。規則案は立法措置になりまして、主に利用国としての措置を規定しています。規則案の詳しい内容については、議題 2 でご説明させていただきますので、ここでは、規則案の作成に当たって EU が重視したこととして発言していた内容をご紹介します。

規則案では、その適用範囲や利用者の義務を明確に規定したこと。出所が保証されている遺伝資源を利用者が研究開発に利用できるよう、法的安定性及び明確性をつくり出すことを重視したこと。そして、この規則案は、強いパフォーマンスを発揮しつつ、追加的な行政的負担が最小限になるように設計されている、ということでした。

次にデンマークですけれども、「名古屋議定書の実施に係るデンマークの法的指針」というタイトルで、COP11 当時パブリックコメントを実施中の法案の概要の紹介がありました。やはり法案の内容については議題 2 のほうで紹介させていただきますので、ここでは、その法案作成の背景ですとか法案を補足する内容についての発言のみをご紹介します。

デンマークの法案を対象としたパブリックコメントは 9 月に始まっておりまして、このため、この法案というのは EU の規則案を見てつくったものではないことを強調したいと言っていました。

チェックポイントに関してですけれども、こちらは法案に書かれていない内容なのですが、今、EU の特許指令に基づいて、特許申請の際に出所などの確認を行っているようで、その確認を行っている特許管理者等をチェックポイントとすることを検討している、と言っていました。ですけれども、まだまだ変わり得るということでした。また、研究機関のためのチェックポイントについても別途検討していると言っていて、言葉ではなかったのですが、スライドでは、公的研究助成機関を挙げていました。

制裁に関しては、遺伝資源へのアクセスには大きな金銭が絡むため、最長 2 年の禁固刑を規定するなど、他の環境問題に比べても厳しいものとした、ということでした。

また、デンマークの企業が第三国で違法行為を行った場合、デンマークにおいて当該第三国が当該デンマークの企業を告訴できるようにするという事も言っていました。この違法行為ですけれども、はっきりとは言っていなかったのですが、デンマーク法への違法行為を指すと思われます。デンマークの法案では、提供国の法令に違反して入手した遺伝資源等の利用は認めないとしていますので、デンマークの法への違法行為は提供国のABS法令への違反行為にもなると考えられます。

次にノルウェーですけれども、2009年に制定されています「自然多様性法における利用国措置」という題名で、規定の概要ですとか、追加的に制定する作業を進めている規則案の概説がありました。規則案の内容としては、次のことを発言していました。

水産沿岸省と環境省との協力によって、一組の規則を策定予定と。これの意味するところですが、水産沿岸省は海洋資源法というものを所管しています、こちら、遺伝資源へのアクセスを扱っているものですので、おそらく海洋資源法と、この自然多様性法に関係する一つの規則を策定するということが言いたかったのではないかと思います。

また、規則ですけれども、バランスがとれていて、効果的なものとすべきとの要望があるということでした。

規則案の内容についてですが、提供国措置は既に自然多様性法で定められているのですけれども、さらにその詳細として、PICの申請や許可の手続、MATや標準契約、そして利益配分に関することを規定予定ということでした。また、利用国措置についても、法律で既に規定されているのですけれども、名古屋議定書への対応のため、チェックポイント等について規定をすることを考えているということでした。

チェックポイントの候補としては、特許事務所や研究評議会、公的研究助成機関、公的コレクションなどを考えているということでした。チェックポイントについては、別途運用手続を定めることを含めて、如何にすれば効果的になるのか、効果的なものとするための方策についても検討をしているということでした。

また、遺伝資源については既に既存の法律で扱っているのですけれども、遺伝資源に関連する伝統的知識については、提供国措置、利用国措置の両方について対応の必要性について考えているところだということでした。

最後の発表者、スイスになりますけれども、「ABS利用国措置に係る法案及びパブリックコンサルテーションの結果の概要」というタイトルで、法案の主な内容ですとか、9月6日に終了していますパブリックヒアリングの結果の概要を紹介していました。法案の内容については、こちら、次の議題2の方で説明させていただきますので、ここでは、法案を補足する内容ですとか、パブリックヒアリングの結果などの内容をご紹介させていただきたいと思います。

製品登録や市場認可などを通じて、遺伝資源の利用から利益を得る者は、議定書が定義する「遺伝資源の利用」を行う者、すなわち、遺伝資源の遺伝的・生化学的な構成に関する研究開発を行う者には当てはまらないかもしれないけれども、これらの人々にも相当の注意義務や届出義務を課したいと考えているということでした。

注意義務ですけれども、日本でいう施行令や施行規則のような、法律の下位に位置づけられるものにおいて、利用者が記録すべき情報とか、次の利用者に伝達が必要な最小限の情報などについて定める予定ということでした。

チェックポイントは、環境省を指定することを考えているそうですけれども、その環境省への届出がしっかりなされているかどうかを確認する仕組みを、既存の手続の中に設ける予定と言っていました。

スライドでは、既存の手續として医薬品の認可手續などを挙げていました。

制裁については、罰金の他、法案には記載はないのですけれども、通知がなされなかった場合には、利用した遺伝資源等について販売承認を与えない措置をとるということ。また、注意義務への違反に対して行政的措置を講じる可能性があるということでした。

パブリックヒアリングの結果ですが、実際に影響を受ける現に利用を行っている人たちを含めて、議定書の締結が概ね支持されたということでした。ほとんどの人が、大体認められるが、少しコメントがあるという回答で、そのコメントというのは、法的安定性の観点から、より明確な規制を求めるものだったということです。

ここまでが発表内容になりまして、その後、発表内容に対する質疑応答が行われました。会場にお越しにいただいていた遺伝研の鈴木（睦）委員、それから炭田委員にもご質問いただきましたので、他の方の分も一部含めてご紹介させていただきます。

鈴木（睦）委員からは、EU とスイスに対して、EU の規則案とスイスの法案では、同じデューディリジェンス（due diligence）という言葉が使われているのですけれども、日本語では「相当な注意」と資料 2 では書かせていただいています。同じ言葉なのだけれども、何か違いはあるのかという質問をされました。スイスは、法律のレベルで作業をしていて、EU の規則のレベルとはちょっと違うので、EU に比べればあまり詳しい内容は載っていないということが確実に異なると言っていましたけれども、おおよその方向性は EU と一緒ということでした。

EU も、アプローチはスイスと一緒に言っていました。補足としまして、このデューディリジェンス（相当な注意）は、基本的に利用者による行為を対象にしていると。ある人がちゃんと義務を履行しているかどうかを確認する方が、ある遺伝資源が合法的に、または違法に取得されたものであるかを確認するよりもずっと簡単で、バリューチェーンを通して透明性を持たせることができると言っていました。

次に、炭田委員からのご質問ですけれども、詳しくは資料 2 でご説明するのですが、EU の規則案では、EU が定める基準を満たすコレクションを「信頼あるコレクション」として認定するという制度を設けるといっても、この信頼あるコレクションを使えば、EU 域内の利用者だけではなく EU 域外の海外の利用者も、議定書を遵守しているという信頼を得た状態で遺伝資源に容易にアクセスできるということですかとお尋ねになりました。EU からは、その通りであって、信頼あるコレクションは、EU 域外のものを含む利用者の負担を最小化するためにデザインされたものの一つだと。そして、注意義務が費用対効果の高い方法で履行されることを可能にするという回答がありました。

最後に、ドイツの NGO がスイスに対して、スイスの法案では、議定書の締約国を対象としていて、これは各国が議定書を締結するインセンティブになるという話があったのですけれども、このことについて、スイスの法案が議定書の締約国を対象とするということは、逆にスイスの法律の適用外になることを望む締約国があれば、むしろ他国が ABS 法令を定めないインセンティブになってしまうのではないかと、言っていました。また、スイスの利用者の中には、スイスの法律の及ばない議定書の非締約国などで遺伝資源にアクセスすることを望む者もいるのではないかと、それは問題ではないのか、という質問をしていました。スイスからは、まず 1 点目については、アクセスを規制するかどうかは各国の決定次第だと言っていました。2 点目については、非締約国の遺伝資源を利用する者に対しては、これまでの既存措置、特許法に基づく出所開示要求ですとか、ボン・ガイドラインに基づく任意の措置によって対応するということでした。

続きまして、資料 1-3「名古屋議定書の締結に係る各国の動向」についてです。

現在の締約国は、ガボン、ヨルダン、ルワンダ、セイシェル、メキシコ、ラオス、インド、フィジー、そして、ここに漏れているのですけれども、エチオピアが入りまして9カ国になります。第1回のときと同じ資料を出させていただいています、第1回以降に締結した国は下線を引いています。ラオス、インド、フィジー、そして、今月の16日に締結しましたエチオピアになります。メキシコとインド、そしてエチオピアは、提供国措置を既存の法律において規定しているのですけれども、利用国措置については未整備のようです。その他の国については、国内措置は未整備の様です。

次に、もう1カ月以上前になってしまいますけれども、COP11などで得た各国の動向に係る情報についてです。ここでは主にスケジュールの関係をご紹介します。

EUは、先ほど申しました通り、規則案を公表しました。この規則案は、今後、EU環境相理事会や欧州議会で審議され、その両方の場での採択の決定までに12~18カ月を要するということでした。

規則の採択と議定書の締結というのはCOP12までに実現できる見込みということでした。

EU加盟国ですけれども、このうちデンマークは、先ほどご紹介しました通り、法案のパブリックコメントを実施中ですけれども、EUの規則案を踏まえて調整するとしています。その調整の結果、法案の修正が必要な場合であっても、議会には来年提出する予定だということでした。

フランスは、ABSについても扱う生物多様性法を2013年までに制定する予定ということでした。

スイスについても、先ほどご紹介しましたけれども、法案のパブリックヒアリングを終えて、現在は、パブリックヒアリングの結果を踏まえて法案を見直しているところということでした。今後、連邦当局と調整の上で、連邦参事会、日本でいえば内閣に当たる組織ですけれども、や国会に諮問していくとのことで、2013年末までに締結できる可能性もあるということでした。

ノルウェーは、自然多様性法などの規則案を作成中で、この秋からパブリックヒアリングを実施予定と言っていたのですけれども、どうもまだ現時点でも、パブリックヒアリングは実施されていない様子です。締結は、半年以内、2013年の3月までに実現できる見込みということでした。

また、ブータンが批准書を寄託する手続中で、もうすぐ締結ができるだろうということでした。ブータンでは、提供国措置については既存の法令が存在するのですけれども、議定書への対応のため、追加的に政策案を作成していると言っていました。

インドネシアですけれども、議定書の締結のための法案について、政府による審議を既に開始したということでした。法案の中身は見られていないので詳細は不明ですけれども、具体的な措置の規定はどのような可能性があるということでした。インドネシアは、順調に進めば、今年の年末までに締結できる見込みということでした。

マレーシアですけれども、提供国措置を主な内容とする法案のパブリックコメントを10月7日に終了して、さらに検討を続けているということでした。

ナミビアは、ABS法案を作成中で、年末または年明けすぐに締結できる見込みということでした。

その他、南アフリカなど数カ国が締結に向けた国会承認の手続をしているという発表がありました。私からの説明は以上でございます。

磯崎座長 ありがとうございます。COP11を中心ということでした。最初のCOP11でのサイドイベントですが、参加されていた方の中で何か追加のコメントがありましたら、どうでしょうか。

炭田委員 このサイドイベントではなくて、関連する別のサイドイベントに関しても何かコメントする機会をつくっていただいたら幸いです。

磯崎座長 日本が主催したほかにも、幾つか名古屋議定書に関するサイドイベントがありました。実はすぐ前の日にEUが主催して、論議としてはそれほど細かいところまでは入っていないのですけれど

も、日本のサイドイベントで発表してもらった数に比べると、もっと多くの国が簡単にどんな動向であるかというのを意見交換したというサイドイベントでした。そのほかにもいくつかありました。以前のこの会合でも紹介があったと思うのですが、IUCN が名古屋議定書のコメントリー、条文解釈についてまとめたレポートについての発表会もありました。

炭田委員 前回の検討会だったと思いますが、名古屋議定書についての理解を深めるために、英文の原文を読む際に解釈が難しいところがある場合は解説書が役に立つと申し上げました。その例として IUCN 解説書、あるいは EU の法律家が作成中のもの、を申し上げました。その IUCN 解説書完成のお披露目の発表会がサイドイベントとしてあり、私も出ました。そのときに得た情報を共有させていただきます。

IUCN 解説書の取りまとめ役はドイツにある IUCN 環境法センターのドイツ人ですが、コントリビューターの主要な人たちは途上国の法律家です。発表会に Dr.マティアス・ブック（欧州委員会の EU 域内遵守措置の担当官）も参加していたので、本人に確認したところ、「EU のほうでも名古屋議定書の解説書を来年の春に出す」とのことです。本人の表現によれば、この内容は EU 関係者の意見をよりよく反映しているものだと思います。

また、この発表会に産業界の方も出席していました。国際商業会議所（多様性条約に対する産業界の意見をインプットする役割を持つ）の ABS 委員会のメンバーの方です。彼の言うには、IUCN 解説書をつくる際に、産業界の専門家もレビュアーとして意見インプットに参加していたのですが、最終版に至る過程で、産業界の意見が十分に反映されなかったため、レビュアーから産業界が撤退し、IUCN 解説書の「まえがき」から、産業界レビュアーの名前を削除してもらったとのこと。このように、IUCN 解説書は先進国や産業界の意見を十分に反映していない可能性があります。

IUCN それ自身が途上国にシンパシーを持つ団体ですので、IUCN 解説書を読まれるときは、内容的には途上国の意見の方をより多く反映しているのではないかと、ということもちょっと心の片隅に置いて読まれるのがよいと思います。EU 等の先進国の法律家がどう考えているかは、EU の本が出てきてから、それを読んで理解を深めるのがよいと思います。以上、情報共有させていただきます。

磯崎座長 そのほか、関係省庁の方ではどうですか。

（なし）

磯崎座長 そうしましたら、COP11 の場で行われた内容については、いまのような形です。私もこのサイドイベントへ参加してみましたが、どちらかというと、世界で先に発している国々の法令整備、特に EU の法令整備という状況がはっきりしたということで、日本でも今後考えていく場合の参考として非常に役立つだろうと思います。

これから次の議題で説明されることで、既にいままでの説明の中にも出てきたのですが、デューデリジェンスという、要するに誠実に慎重に行動すること。具体的な権利義務とは別に、または既に定められていて、その権利義務自体ではなくて、それに沿った行動をするときの行為や心構えを誠実に慎重に行うことで、そういう手続を決めることに EU 案が焦点を置いているという、これが一つ大きな特色だろうと思います。手続的な面の重視です。

それから、もう一つの特色ですが、これも説明の中に出てくると思うのですが、そのような要請に従っていない、または、そのような要請があるにもかかわらず問題を生じさせたというときの罰則規定が比較的厳しいのが書いてあるというのが、EU 規則案の特徴ではないかと思います。特に、利用の即時差し止めや、違反対象となっている遺伝資源の没収というような、比較的厳しい措置が含まれています。焦点は比較的弱いですが罰則規定は比較的強いという組み合わせをとっているため、皆様にも考慮

していただきたい点の一つです。

2) EU等の名古屋議定書国内措置案について

磯崎座長 それでは、二つ目の議事ですが、いま触れました COP11 で日本が開催したサイドイベントのときに示されたいくつかの国の国内措置についての具体的な内容について。これは、参考資料のほう、少し分厚いのがそれぞれありますが、2~4番、それについての説明になります。

山崎係長 生物多様性施策推進室の山崎と申します。資料2についてご説明させていただきます。こちらの資料は、EU とスイスとデンマークの法案につきまして、この検討会でこれまで議論している論点に照らしまして、どのような措置を規定しているかを整理したものでございます。法案につきましては、参考資料 2~4 に原文と仮訳をつけているのですけれども、仮訳につきましては事務局で作成した暫定版ということでご承知おきいただければと思います。また、追加資料といたしまして、スイスの法案に関する説明資料をつけているのですけれども、それは表の中のスイス法案のところ「説明資料」と書いているものに該当いたします。

まず、EU 規則案の欄についてごらんいただければと思います。EU の規則ですけれども、レギュレーション (Regulation) と言っております。こちらは、EU の法的措置の一形態でございます。措置の目的や結果のみならず、形式や手法も含めまして、全ての部分が法的な拘束力を持って EU の加盟国で直接適用可能となる法形式でございます。EU の加盟国は、各国内で規則を実施するための国内担保措置を、これに基づいて講ずることを義務づけられております。

なお、本 EU の規則においては、15 条でインプリメンティング・アクトと申しまして、一部については欧州委員会が EU の加盟国一律の実施状況が必要ということで、採択することを定めております。また、欧州委員会は、EU の域内措置につきまして、関係産業界にコンサルテーションなどを、行っていたのですけれども、そのプロセスを経て、EU の加盟国間で異なる基準が存在することを回避して、最高水準の調和というものを確保するためにレギュレーションの形を作成することにしたと聞いております。

まず、EU の論点(1)の欄をごらんください。一番上の「相当な注意 (due diligence) 義務」のところでございます。EU の規則案の基本的な考え方ですけれども、提供国に対応するのは、遺伝資源のバリューチェーンの初期の関係者であるコレクションや学術研究者が主でありまして、それに続く後続の利用者である産業界などにつきましては、遺伝資源などを譲り渡す譲渡者から譲渡された素材と、その譲渡された情報に大きく依存するということを認識しておりました。また、これまで研究者や企業がバイオパイラシーとして繰り返し糾弾されてきたということから、高い法的確実性に基づく遺伝資源のアクセスを促進するために、全ての利用者に対して義務の明確な枠組みが不可欠という認識を持っているようでございます。

相当な注意義務ですけれども、ある行為者の行為の結果についての責任を、その行為者は法的に負うべきかを決定する際に、その行為者がその行為に先立って、当然払ってしかるべき相当な努力のことで、利用者が自ら行わなければならないリスク管理とも言えると思います。EU の規則案の第 4 条におきましては、全ての利用者に対し、利用しようとするその遺伝資源などが、ABS 法令等に従ってアクセスされたことなどを確実にするために、相当な注意義務を履行することを課しております。また、その利用者は、ABS に関する情報を入手し、保存し、後続利用者へ伝達するということが規定されております。

ここで、入手しなければならない情報というものにつきましては、遺伝資源及び伝統的知識へアクセスした年月日や場所。場所は、遺伝資源を得た締約国のことでございます。

遺伝資源又は伝統的知識の説明（固有識別子を含む）。ここで、固有識別子というものについては特段定義されていないのですけれども、既存のものも含むということでございます。遺伝資源又は伝統的知識の直接の取得源。遺伝資源を自分に譲り渡した人や機関のことでございます。それと後続の利用者。アクセスと利益配分に関連する権利及び義務の有無。さらに必要な場合には、アクセス決定及び相互に合意する条件、としております。これに加えて、利用者は、合法性が不明確な場合には、追加情報や証拠を取得すること、また、取得しようとする遺伝資源へのアクセスが ABS 法令に従っていなかったと思われる場合には、アクセス許可を取得するか、MAT を設定するか、または利用を中止すること。さらに、利用終了後 20 年間は情報を保存することが、注意義務として課されております。

なお、利用者は、この後でご説明しますが、「EU の信頼あるコレクション」から遺伝資源を入手しようとする場合は、情報の入手については注意義務を履行しているとみなされるそうです。

このように、EU の規則案は、デューディリジェンスによって必要最小限の情報が遺伝資源のバリューチェーンを通して利用可能になることを保証することで、違法に取得された遺伝資源が利用されるリスクというものを最小化して、かつ、異なる事情を持つ人たちに最適な対応をとり得る柔軟性のバランスをとっております。

次に、下の段に行きまして、「申告義務」でございます。こちらは第 7 条に規定しているものですが、EU 加盟国及び欧州委員会は、遺伝資源の利用に伴う公的研究資金の全ての受給者に対しまして、相当な注意を履行することを申告することを求めております。また、遺伝資源に基づいて開発した製品の販売承認を求めるとき、あるいは、その販売承認を必要としない場合につきましては、商業化の段階におきまして、相当な注意を実施したことを権限ある当局に申告することを求めております。

次に、下の欄に参りまして、「EU の信頼あるコレクション」の設置でございます。こちらは第 5 条に規定しておりまして、欧州委員会が、EU の信頼あるコレクションの基準を満たすコレクションについての登録簿というものを構築いたしまして、それを維持し、インターネット上で利用者が容易に利用できることにすることを規定されております。EU 加盟国は、管轄下のコレクションの求めに応じて、国内のコレクションを登録簿に含めるかを検討いたしまして、その基準を満たしていることが証明された場合は、欧州委員会に通知し、欧州委員会は遅れることなく登録簿に登録しなければならないとされております。

登録の基準は、第 5 条 3 に規定しておりまして、第 5 条 3 の内容を行う能力があることを証明する必要がございます。

遺伝資源の試料及び関連情報をほかのコレクションと交換する際や、第三者へ提供する際に標準的な手続を適用すること。なお、この標準的な手続とはコレクションが定めるものであって、既存のものを含むとのことです。

ABS 法令及び関連する場合には MAT に従ってアクセスされたことを証明する文書を必ず伴って、遺伝資源の試料及び関連情報を第三者に提供すること。

第三者に提供した全ての遺伝資源の試料及び関連情報の記録を保存すること。

第三者に提供する遺伝資源の試料用に固有の識別記号を作成又は利用すること。

遺伝資源の試料及び関連情報をほかのコレクションと交換する際に、適切なモニタリングのツールを利用すること、と定めております。

次に、「最良の実例 (best practice)」の認定でございます。こちらは 8 条において定めているもので

すけれども、利用者団体が自ら開発し管理する手続、手段又は仕組みの組み合わせを最良の実例として、欧州委員会に申請することができることが規定されております。

欧州委員会は、利用団体から申請された手続、手段又は仕組みの特有の組み合わせを、利用者が効果的に実施した場合に、利用者が義務を履行することになる場合は、最良の実例として認定いたします。

欧州委員会は、インターネット上で最良の実例の登録簿を構築、更新していくことが規定されております。

なお、利用者団体とは、「利用者の利益を代表する法人」と定義されているのですけれども、その基準などは特に規定されてはおりません。最良の実例を実施するメリットですけれども、これは利用者による義務の不履行のリスクを低減いたしまして、加盟国による遵守確認の縮減を正当化することと EU は考えているようです。

次に、適用範囲に参りまして、適用の前提ですけれども、「アクセス」の定義として、名古屋議定書の締約国から、適用可能な ABS 法令に従い、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を取得すること、と定義しております。これを規定することで間接的に対象国を、アクセス制度を整備している締約国とすることと規定しております。

適用の時期ですけれども、EU における名古屋議定書の効力発生後にアクセスされた遺伝資源及び関連する伝統的知識に適用されます。

次に、適用の対象ですけれども、規則案の適用対象や、「遺伝素材」、「遺伝資源」、「遺伝資源の利用」などの定義につきましては、「条約や議定書の定義とほぼ同じ」となっております。また、遺伝資源に関連する伝統的知識の定義、コレクションなどの定義も設けております。ヒトの遺伝資源を除外する、としております。

次、裏面へ参りまして、商業的な利用と非商業的な利用への対応でございますけれども、4 条及び 7 条における利用者の義務としまして、バリューチェーンの全ての利用者に相当な注意を義務づけるということと、公的資金の受給のときや製品の販売の商業化のときに申告を義務づけるということで対応をしております。

次に、ITPGR との関係ですけれども、EU が加盟する専門的な国際文書によってアクセスと利益配分が管理される遺伝資源には適用しないと規定しております。規則の前文の部分から ITPGR を想定していることが読み取れます。

次に、(3) チェックポイントについてでございます。まず、チェックポイントでの遺伝資源の利用の監視ですけれども、各加盟国は規則の適用に責任を有する一つ以上の「権限ある当局」を指定することになっております。これが実質的なチェックポイントになります。

また、権限ある当局は、利用者が相当な注意義務と申告義務を履行しているかどうかを、リスクに基づくアプローチに従って定期的に見直す計画に基づいてチェックすると規定しております。EU の加盟国は、リスクに基づくアプローチを開発する際に、最良の実例などが不遵守のリスクを減らすということを考慮します。チェックに少なくとも含まれる事項としましては、相当の注意義務を履行するために利用者が講じている措置の審査、特定の利用行為について、相当な注意義務を履行したことを証明する文書や記録の審査、実地検査を含む抜き打ちチェック、利用者が申告する義務のあった事例の調査、とされております。また、権限ある当局は、チェックを記録して、少なくとも 5 年間保管することが規定されております。

次に、情報の収集と提供につきましては、権限ある当局は、利用者から得る国際的に認められた遵守の証明書を、証明書が対象とする遺伝資源が、PIC を発給する締約国の ABS 法令などの要件に従って、

PIC を得てアクセスされたこと及び MAT が設定されていることを示す証拠として認めることとされており、

権限ある当局は、申告情報を 2 年ごとに欧州委員会に送り、欧州委員会が情報を取りまとめて、ABS クリアリングハウスに提供をいたします。

利用者は、権限ある当局がチェックを進めるために必要なあらゆる支援を提供しなければならない、とされており、

次に、(4) 番の不履行の状況への効果的な対処でございます。こちらにつきましては、チェックによって不備が認められた場合、権限ある当局は利用者がとるべき是正措置に関する通知を発出いたします。

さらに、不備の性質によりましては、加盟国は遺伝資源を没収、あるいは利用の中止を含む即時の暫定的措置をとることとされており、

それに加え、罰則の 11 条では、注意義務及び申告義務の規定への違反についての罰則規定が設けられております。なお、この規則の 11 条の罰則につきましては、加盟国が独自に定めて、欧州委員会へ通報することが求められております。また、罰則は、効果的で、均衡のとれた、かつ抑止力のあるものであること、罰金、特定の利用行為の即時の停止、違法に取得された遺伝資源の没収を含むことができることが規定されております。

EU の加盟国は、登録されている各コレクションが基準を満たしているか否かを定期的に確認し、満たしていない場合は、遅れることなく欧州委員会に通報すること。欧州委員会は、コレクションが基準を満たすことが困難と認める場合は、登録を取り消すことが定められております。

認定された最良の実例を行う利用者が、最良の実例に欠陥があることによって不履行を繰り返している場合は、最良の実例の認定の取り消しがなされます。これによって、利用者による義務の不履行のリスクを低減することができます。

次に、チェックポイントからの情報要求ですけれども、利用者には、権限ある当局がチェックを進めるために必要なあらゆる支援の提供をしなければならないことが規定されております。

次に、国内 PIC につきましては、現時点では自国内の遺伝資源アクセスに関する法律を整備しているのは、EU の加盟国のうち、デンマークとフランスの 2 カ国のみ（注：2 カ国との情報は EU 資料によるが、ブルガリア、ポルトガルも該当するため 4 カ国と史料）ですけれども、ほかの加盟国はフリーアクセスで、現状では、EU レベルで調和したアクセス管理に関する措置は不要という考えがございまして、EU 加盟国のアクセス状況の合理化に向けて、法的拘束力のないアプローチをとることとしたようです。13 条におきまして、「EU アクセスプラットフォーム」を設置し、EU レベルでのアクセス条件の整備に関連する事項、例えば最良の実例の共有などについて審議することとしております。

EU アクセスプラットフォームは、法的な拘束力のない助言、指針、意見を提供いたします。

その他の普及啓発・適正利用の推進ですけれども、欧州委員会や EU 加盟国は、利害関係者の EU 規則の義務の理解促進のための情報提供、意識啓発及び訓練を支援すること。セクター別の行動規範、契約の条項のひな形、指針及び最良の実例の開発と支援。コレクションや利用者による遺伝資源及び関連する伝統的知識のモニタリングと追跡を手助けするコミュニケーションツールやシステムの開発支援。EU 規則の義務の履行促進のための利用者向けの技術的、その他の指針の提供をすることを規定しております。

EU の措置については以上です。

次にスイスの法案についてご説明させていただきます。

スイスの法案につきましても、先ほどの説明にもありましたように、相当な注意義務を課しておりま

す。全ての利用者は、遺伝資源及び原住民の社会や地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的知識が合法的に取得されること。利益が公正かつ衡平に配分されることを確保するために、状況に見合った相当な注意義務を履行しなければならない、とされています。

届出義務としまして、利用したい遺伝資源や伝統的知識に基づくものの販売承認前、又は販売承認を要さない場合は商業化前に、相当な注意義務の履行について、連邦環境局に届け出なければならない、と規定されております。

次に、適用範囲でございますけれども、議定書の締約国の ABS 規則に従っている場合は、取得は合法的であると規定されております。

国内措置の施行後の遺伝資源又は伝統的知識の取得に関係する状況に対して適用されるとしております。

「遺伝資源の利用」の定義ですけれども、バイオテクノロジーを用いて行うものを含む遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究開発活動です。スイス法案の英語でお配りした説明資料のほうに詳しく書いておりますけれども、例えば果物を輸入し、食料として販売する者は相当な注意義務の対象外ですけれども、その果物の有効成分を研究し、または、さらにそれを開発する者は、この義務の対象となります。

遺伝資源に関連した原住民の社会又は地域社会の伝統的知識にも適用されるそうですが、特段、伝統的知識についての定義はされておられません。

次に、学術研究につきましては、販売承認前、または販売承認を要さない場合は商業化前に注意義務の履行を届け出るという規定をしております。

次に、ITPGR ですけれども、権限ある当局は、相当の注意の遵守の確認をほかの方法で確保される場合につきましては、届出義務を免除されるということの規定をしております、説明資料によりますと、ITPGR の多数国間の制度のもとで管理される遺伝資源は、相当の注意の対象外とされております。

次に、(3)チェックポイントでございますけれども、連邦参事会が届出義務の遵守を確認する責任を負う権限ある当局を指定することとされております。この届け出を受ける連邦環境局が担うこととなります。

次に、情報の収集と提供ですけれども、連邦環境局は、相当な注意義務の履行に関する情報を、クリアリングハウス及び国内の権限ある当局に伝達できることとなっております。また、利用した遺伝資源や、その出所、そのほか秘密でない届出に含まれる情報を公表できることとしております。

罰則につきましては、故意及び過失による未届けや虚偽の届出に対して罰金が科されております。

国内 PIC につきましては、連邦参事会は、スイスにおける遺伝資源のアクセスについて、許可並びに遺伝資源の利用及びその利用から生ずる利益の配分を規制することについて、合意の取得を義務づけることができることとされております。

次にデンマーク法案についてご説明させていただきます。

デンマークの法案は、提供国の法令に違反して取得された遺伝資源の利用、遺伝資源又は伝統的知識についての提供国の法令に違反して取得された伝統的知識に基づく遺伝資源の利用を禁じております。

「遺伝資源」とは、生物の機能的遺伝的特性、及び遺伝子発現又は生物内の物質代謝の結果として自然に存在する生化学物質、と規定しております。

「利用」も定義しております、こちらは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究開発、並びに遺伝資源に基づいた製品の開発と販売と規定しております。この定義につきましては、名古屋議定書より広い定義となっております。

論点(3)ですけれども、チェックポイントにつきまして、「環境大臣は、遵守を確保するための手続や基準に関する規則を定めることができる」と規定しております。また、デンマークの法や、その法に基づく規則が遵守されていることを監督すること、と規定しております。

環境大臣又は環境大臣が権限を付与した者は、正当な身分証明書を提示することによって、権限を行使するために公共、あるいは私有財産や土地にアクセスする権利を持つこととし、可能な限り所有者や利用者への事前通知を行うこととされております。

次に、不履行の状況への効果的な対処ですけれども、違反には罰金を科すこととし、違反が故意又は重大な過失でなされ、違反によって経済的利益を得た、又は得ることを意図している場合には、2年以内の禁固刑という厳しい措置に引き上げることができると規定しております。なお、罰金について決定する際には、得ようとしていた、あるいは得た金銭的利益の大きさが考慮される、ということが規定されております。

次に、国内 PIC ですけれども、デンマーク本土では国内 PIC 制度は講じないとしておりますけれども、環境大臣は、国内の野生生物に由来する遺伝資源を収集する際に、報告を求めることについて規則を定めることができるとしてしております。

論点(6)ですけれども、このデンマークの法については、フェロー諸島とグリーンランドには適用されないとしております。

磯崎座長 ありがとうございます。かなり複雑なところを含めて、短時間で説明をしていただきました。ここで 10 分程度時間をとって、その間、頭の中での整理、それから日本がとるべき措置との関連で、あるいは、それぞれの委員の方々のバックグラウンドとの関連で、何か問題点、疑問など、そういうことを含めて考えておいていただければと思います。

炭田委員 その前に、すみません、1点だけ。

磯崎座長 はい。

炭田委員 私は山崎係長が言われたことを聞き逃した可能性がありますから、もし間違っていればお許しください。1点だけ追加させていただきます。

EU の規則案の中で、遺伝資源等の利用者がデューディリジェンス義務を遵守する、その開始の時期ですね。いつから遵守するかということに関しては、EU 域内で、EU レギュレーションが発効してから 1 年後に利用者の義務が発生する。つまり、1 年の準備期間があるんですね。これは、17 条の第 2 項のところに書いてあります。(4 条、7 条、9 条に関しては 1 年後に発生するということが書いてあります)。すでに言われたかもしれませんが、利用者にとっては重要な情報なので、念のため追加させていただきます。

山崎係長 ありがとうございます。

磯崎座長 それでは、休憩に入ります。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

磯崎座長 それでは、再開いたしたいと思います。

先ほども触れましたように、EU 規則、それからデンマーク、スイス、ノルウェーなど、そのほかのものも含めても結構ですので、コメント、意見、質問などをお受けしたいと思います。

論点が広いので、項目ごとに考えていきたいと思いますが、資料 2 で、一番左側の縦の欄ですが、(1)の遵守という、この項目でいかがでしょうか。

藤井委員 まず 1 点、確認させていただきたいのですけれども、届出義務は商業化の時点ということ

になっていて、我々のような製薬会社にとって別に困る話ではないのですけれども、実際に遺伝資源を取得してから製品化まで 10 年以上かかるわけですね。十数年後に届け出れば良いというルールがなぜ採択されたのか、そう決まっていたのか。また、商業化されないもののほうが圧倒的に多いのです。ほとんど失敗するわけですね。下手をすれば、遺伝資源を取得しても商業化されないで終わってしまう。そうすると、この規則案を読むと、届出義務が発生しないということになってしまっているのですけれども、どうしてこのようなルールになったのか、確認させていただけたらと思います。

磯崎座長 具体的な確認は EU の担当者にする必要があります、おそらく事務局の側でも答えが難しいと思います。要するに、そういう疑問が出てくる場合に、具体的に非常に技術的な問題になるかと思うのですが、もし日本でそのようなことを考えた場合に、いまご指摘いただいたようなことも含めて具体化する時には考えないといけなんでしょう。機会があれば EU 関係の担当者との間で、こういう疑問が出ているということを経済局の方でも記録をしておいてもらえれば。あるいは、各委員の方々に、EU との接触の機会があれば、そういう点でも疑問として解決の方向へ考慮してもらえればと思います。

鈴木(睦)委員 少し補足しますと、EU の状況に関しまして、まず公開意見を聴取してからアドホックな技術会議を行った。他国、EU 外との協議を行った。で、影響評価を行った、という段階でこれがつくられたと記載されてます。公開意見の聴取においても、43 カ所の団体から返事があって全部で 600 ページのそれぞれの意見が出たと、ヒューゴ・シャリーが言っていました。それで技術会議を開いた。特にすごいのが、インパクト・アナリシス(影響評価)をかなりして、どういうときにはどういふような影響があるかということ、かなりレポートをしています。プリントアウトをしてきたら、このぐらいの厚みになっていまして、なかなかちょっと読み切れない量でして、自分も全部読んでいないのですが、本当に、それぞれの団体の意見を見ても、すごい意見が書いてありますし、パブコメの意見を全部見ても、このインパクト評価を軽く読んでも、いままでの、たぶん何十年とか、すごい意見を持っている団体が、いままですごい話し合いをしていたのだなということが、これだけ見てもわかりますし、また、公開意見一つとっても、それぞれの団体がしっかりした理解と意見を両方持っているのだなということを感じました。

EU 案に至るまでをいろいろ聞いたり、また公開意見を見たり、インパクト・アナリシスを見たり、それを読むだけでも、もう何か日本と厚みが違うなと。検討の厚みが全然違うなと思って、びっくりしています。

炭田委員 先ほどの藤井委員のご発言に関連しますが、届け出義務に関する私の印象をご参考までに申し上げます。許認可制度がある場合は、申請する「前まで」に、名古屋議定書の EU 域内措置の権限ある当局に届け出る。「前までに」というのは柔軟性があり、届け出るタイミングは自分で選べる、というふうに私は読みました。企業にとって、商品化の見通しが確実になったときに動き出してもよいし、気の早い人は早目に届け出て、さっぱりした気持ちになることもできる。

それからもう一つは、研究段階でたくさんのサンプル数がある場合ですが、商品化に成功するのはその中のほんの一部です。医薬分野の場合、何千、何万のサンプルについて全部届け出るとすれば大変、煩雑な問題となりますが、候補物質が絞られて明確になった時点で届け出るのであれば煩雑さが減りますね。私はそういうことが配慮されていると読んだのですが。

藤井委員 どうもありがとうございます。とにかく、我々にとってはむしろ好ましいルールかなと思って読ませていただいたのですが、一方で、これでいいのかなと。いや、これでいいのですけれども、そういうふうに思ったところもありまして。

磯崎座長 いまのところですが、ただし、4 条に基づく義務がかかっているの、製品化するときの

申告の際に何をするかと、それから、そのほかのところ、先ほどから出ているデューディリジェンスに従った行為をとっているかどうか。ですから、市場化の承認申請はずっと後であっても、その前の段階での通常の義務はかかっている、10年の間、こういう形で注意義務を果たしてきていますという歴史的なセット文書をあわせて出ささいという、そんな位置づけだろうと思います。

寺田委員 その件に関してなんですけれども、いわゆる名古屋議定書第17条で規定されている遵守の証明書に関する情報を、まず遺伝資源を導入したときに出すのではないかと思うのです。それから、育種の場合は、この間カボチャの例で説明しましたが、10年ぐらいたってから新品種ができるわけですが、その新品種ができた段階で販売段階に移行しようとしたら、ここに書かれているような申告をするということになるのではないかと思います。その販売段階に移行の申告の際に出す情報については、この間申し上げたように、どのような素材を使って新品種をつくったかという、我々が言っている育成経過というようなものを、これは種苗関連企業にとっては秘密としたい情報ですが、公開する必要があるのかというような疑問が生じるわけですね。

我々としてはそういうことはしたくないと思いますが、そういう情報を商品化に当たってチェックポイントに出して、そのチェックポイントから、もう何のチェックもなしにクリアリングハウスに行って公開されてしまうのかということが、機密保持の観点から、非常に懸念されるところであります。

それからもう一つとして、第4条第2項(a)4に「有無」という記述があります。利用したかどうかの有無を記すというような項目があることから考えると、我々が新品種を出した場合に、ちゃんとデューディリジェンスをしたかどうかというようなことを示すために、我々はその遺伝資源を使っていないと思いますがそういう使っていないと思うものについても、ちゃんとデューディリジェンスをしたという証明書を出す義務がここに規定されており、遺伝資源を利用して育種したものだけではなく、全ての新品種についてそういう情報を付加しなければならないのかということが疑問に思われるわけですね。

もう一つは、その証明として、我々が用いる育種素材について疑問が生じます。市販品種が、コモディティに当たるかどうかはひとまず別として、ある素材を使って、おいしいとか、病気に強いとか、そういう形質を新品種に交配によって入れるわけですが、デューディリジェンスの定義内容がよくわからないのですが、その使った育種素材がちゃんとCBDのルールに則っていることを確認しないとデューディリジェンスを果たしたことになるということになると、育種素材として利用することを企画する市販品種などについて、その販売元や所有者に、これはCBDのルールに則っているものかどうかということを一々確認する必要があるのかというような疑問が生じます。事実上、種苗の世界では、このようなことはできないのではないかと思います。その辺についてご意見をいただければありがたいと思います。

磯崎座長 そのほか、いくつか質問をまとめてと思いますが、いまの関連しているこの遵守に関する項目で、ほかはいかがでしょうか。

鈴木(健)委員 微生物を扱っている者ですが、「信頼あるコレクション」というものが非常に大事な役割を果たすことになるわけですが、それが何を基準に認定されるかというのが、EU regulationの素案(参考資料2-1、2-2)を読んでいると、国単位で認定するような構造になっているようです。おそらく共通のスタンダードを使った認定制度を作り、よそとギャップが大きな話にはならない、ある最低の条件を満たすということになるのだと思われます。私の関わっているところで言うと、この前段階として、OECDでBRC(バイオリソースセンター)の必要性をレポートした後に、そのBRCの運営のあり方についての議論では、その中で、ヨーロッパ中心に、そのBRCの資源センターの認定制度をつくりたいという話が議論されてきたのですが、最後の最後にアメリカに反対されて、認

定制度ではなく、ガイドラインになったといういきさつがあります。ですから、一つの共通の OECD ベストプラクティスガイドラインをベースに、ヨーロッパでは EMbaRC (European Consortium of Microbial Resource Centers) が BRC Standard というものを発行しています。両者の多くは共通で、アウトラインは非常によく書いてあるのですが、中心はむしろバイオリソースの品質と維持に関するほうが結構多くて、遵守すべき法律としてももちろん生物多様性条約もリストされているのですが、それに対して、具体的に踏み込んでいない。ですから、あのガイドラインをもう少し具体化してやっていくのかなと思うのですが、各国ごとに基準をつくるというのについても、何かそういう動きがあるのか気になるところです。

私自身もカルチャーコレクションの一員なので、ヨーロッパのコレクションの動向をご紹介させていただきます。ヨーロッパのカルチャーコレクションには、ふだんの学術活動の場として、ECCO (ヨーロッパ・カルチャーコレクション・オーガナイズーション) というのがあり、これには EU の他、ロシアも含めて 70 ぐらいのコレクションが入っています。また、昨年まで、ドイツが事務局の予算をとって OECD のガイドラインに基づいたデモンストレーションプロジェクトを実施しました。そして、今年から、EU の予算によるミリ (MIRRI: Microbial Resource Research. Infrastructure) というプロジェクトが開始され、来週、そのキックオフ・ミーティングがあり、私はこれに招待されています。これはヨーロッパの研究基盤構築として高品質の微生物資源へのアクセスできる環境整備を目指すものです。ですから、まさに今回ここで見せていただいた EU の規則案との関連を持たせることができると思うのですが、もう一段現実においた動きがそこで見えてきて、ヨーロッパのコレクションの代表が、それぞれ分担をしながら、予算の問題、法律の問題、それからネットワークの問題などを、10 個ぐらいのチームでやるということになっています。それに対して、国間の対応の違いというのがこちらは一番関心があるところですが、そこで何か見えてくるかなと期待はしています。むしろこの EU の案では、ここにある (信頼あるコレクションの) 設置を EU で一個つくるのではなくて、「国」と書いてあったところにちょっとひっかかったので、その辺について教えていただけたらと思います。

炭田委員 2 点あります。

まず第 1 点目ですが、炭田から提出しました委員配布資料のカラーの図 (EU Regulation on ABS) をご覧ください。この絵で右側に「利用者団体」(茶色) と書いてありますね。利用者団体がガイドラインのような優良事例の認定をうけて、利用者団体のメンバーである利用者 (GRs & TKa 利用者 1) が誠実に、慎重に、それに基づいて行動するというコンセプトです。実はバイオインダストリー協会は経済産業省と共に、「アクセス手引」というガイドラインを作成し、2005 年 4 月から、すでに 8 年にわたって、実はそういうコンセプトで実施しているのです。EU Regulation の大枠のコンセプトを見たとき、なじみやすいな、というのが第一印象です。勝手な言い方ですが、日本のほうが 8 年ぐらい先行していると感じました。次に、図の左側に「遺伝資源コレクション (認定 UTC)」(緑色) とありますね。実は、経産省傘下の (独) 製品技術評価基盤機構 (NITE) (これは鈴木 (健) 委員がおられる所ですが)、その機構の生物資源センターをつくる時に、理念として生物多様性条約への適合も念頭に置いた制度設計がされており、もう 10 年前から二国の二つの機関、例えば NITE と東南アジアの国との 2 機関の間で協定して、事前に合意した形で遺伝資源の移転が行われています。これは政府に信頼されたコレクションであり、企業等はそこから安心してアクセスできる。だから、大枠のコンセプトとしては、すでに 10 年、日本のほうが先行しているのではないかと思います。また、民間においても、ここにおられる二村委員は、もう 10 年ぐらい前から、民間企業として生物多様性条約を遵守することを会社の創業の旗印にして、デューディリジェンスを実施しておられます。日本では民間レベルで意識が早期に芽生え

て実施されてきたわけです。ですから、EU Regulationのような考え方は、日本では産官で10年ぐらい前から実施しているのではないかと、というのが私の第一印象です。ただし、実際に皆さんがこれをどう解釈するかは、産業セクターや企業によりそれぞれの立場が異なると思います。バイオインダストリー協会でも、主要な会員企業さんに資料をお渡しして、コメントしていただくとしている段階ですが、このとりまとめには時間がかかると思いますね。日常、ABSのテーマ接しているわけではない人にとっては、かなり時間をかけて理解し、考えないと具体的なコメントはしにくいと思われそうです。以上が第1点です。

第2点目は、EUが現在、行っている制度設計の進め方に関する私のコメントです。この点は既に鈴木（睦）委員が言われましたが、EUは非常に論理的に物を推し進めており、制度設計の進め方がしっかりしているな、という印象ですね。日本も先進国ですが、歴史的にはまだまだこれからであり、EUから学ぶべきところが多いと感じます。例えば、EUは去年の秋にパブリック・コンサルテーションを実施し、しっかりしたドキュメンテーションを行ったうえで問題点を抽出している。その後、直接、産業界や学界の専門家と話をし問題点を特定した後、「インパクト・アセスメント」をやっている。インパクト・アセスメントにはちゃんと予算をとって実施しています。例えばどのような種類の政策で行くかについて選択肢をいくつかに分けて、それぞれの選択肢に関してメリット・デメリットの分析を行い、だんだん狭めていっている。その経過は、この百何十ページの「インパクト・アセスメント」報告書に公表されています。私も読み始めているけれども、非常に参考になります。ですから、私が申し上げたい第2点とは、EUの制度設計の進め方から日本も見習うものが多いのではないか、ということです。我が国もそういうふうにしていただきたいな、と思います。以上です。

小幡委員 コレクションのことについてコメントさせていただきたいと思います。

まず1点は、「信頼あるコレクション」をどうやって認定するのか。認定制度というのは大変難しい問題で、やはり各省で相談しながら設定しないと、なかなか難しいと思いますので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

もう一点、コレクションというのは、歴史的にボトムアップで学術機関が、民間も含めてやってきたものであります。ですから、基準ということを書き記してありますけれども、それは努力目標として各コレクションがやってまいりました。しかし、これを本当に実効力あるものにするためには、やはり相当の資源配分が必要だと思います。例えば法務関係の方、それから微生物だけでなく、その他のリソースを含めて、それらを入手して提供していくための専門家の養成なども必要になります。

ですから、隣に座っているNITEの鈴木（健）さんも、また我々のセンターも、こういうことは大変努力してきましたし、それなりのことをやってきました。これは、いわゆる自己の努力目標としてやってきましたし、さまざまなペーパーも用意して、手続も用意しています。しかし、これを今度は遵守という形で規制される立場になります。それは違った活動が求められると思いますので、その辺は非常に慎重にやっていただかないと特にいけないと思います。

また、大学等にあるコレクションがこれを遵守できなければ、バイオパイラシーということになりますと、大学における研究を非常に阻害することになります。大学での研究の阻害というのは、結局は産業界への波及もあるわけで、その辺を慎重に検討していただかないと、エリートのコレクションだけ選んで、これでおしまいというわけにはいかないということも重々皆さんで検討をしていただく必要があると思います。

丸山委員 このEUの流れの中を見ますと、信頼あるコレクションにアクセスし、しかもそれを権限

ある当局が認定する、そういう中で進めていくということが骨子になっているように思うのですけれども、一方で、やはりここに入らないようなものというのも出てきているのではないかと思います。例えば、そういったことに取り組む上で情報をどのように伝えていくか。例えば私どもの業界ですと、既存の業界内の経由で、そういった情報が伝わりにくいといったような人たちが、いまだんたん活動を始めてきております。

例えば、最近面白い事例を見ましたので、ちょっとご紹介させていただきますけれども、食品業界関係のセミナーで発表された事例なのですが、さる地方の中小の事業者が、国外から野菜の種、F1ですけれども、種を輸入して、その野菜が肝臓に効くというような言い伝えがあると。いわゆる伝統的知識に相当すると思うのですけれども、それに基づいて種を輸入してきた。それで、その種を輸入するに当たって、その国の種苗センターと独占販売契約は結んだということなのですけれども、販売契約を結んで日本にF1を持ってきて輸入して、それで日本で植えて、それを売っていると。今度はその薬効を、地元の大学の先生と共同で見ているうちに、肝臓に効くのではなくて、別の機能性というものが見つかったということ、これはいわゆる目的の変更という形になると思うのですが、それで特許も出願したと。それから、相手国でも特許を出願した、というような事例を聞きました。

それで、その方に、立ち話程度なのですけれども、ちょっとお話をお伺いしたのですけれども、もちろんABSについては全くご存じなく、ですからPICも取っておりません。そういう状況です。

もちろんこれは、種子といっても、この事例は育種とは異なると思うのですが、まだこういう事例というのは探せばこれからも出てくるのではないかと思います。こういった方たちに、どのようにして、こういった考え方、これからの進め方というものを伝えていくかということも非常に問題になると思いますし、そういうものを含めて、こういった大枠 私も、信頼できるコレクションとか、権限ある当局による認定というのは非常に重要だと思うのですけれども、そこから漏れてくる部分について、どのように手当していくかということも考えていただければというふうに思います。

磯崎座長 1番の論点では、それくらいでよろしいでしょうか。

寺田委員 すみません。もう一つあるのですけれども、次の利用者への情報の伝達というような義務が第4条によって課せられているのですけれども、先ほども申し上げたように、種苗の場合、結局新しくできた品種を使って、また後の方が育種利用をする可能性があるわけですね。そうしたものが遺伝資源の利用に当たると考えますと、要するにコモディティに当たらないと考えますと、我々が種苗、新品種を売るときに、必ずそういう後続の利用者の方へ、そういうパスポートデータみたいなものを渡さなければいけないということになると思われま。種子袋に、いまでさえデータが沢山書いてあるのですけれども、非常に複雑な情報の記載をどのように行うべきなのかとの疑問が生じます。実際、情報の取得も含めてできるのかという問題が生じるわけですね。

しかも、そのようなものは、結局、いわゆる遺伝資源の利用がありますとか、ありませんとか、断言するといっても、以前の2回目に話したように、ずっと遡って、本当に遺伝資源の利用があるのか、ないのかと言われると、実際にはわからないという問題が生じるわけです。知っている限りにおいて、自分が遺伝資源利用をしたときに、遺伝資源のこれを利用しましたということは書けるかもしれないですけれども、書くにしてもどのようなデータを書くべきなのかとか、そういう問題が生じてしまって、現実的にはかなり困難だと思うのですけれども、そういう義務も実験段階を超えて、市販品種の場合も行う必要があるのかということが疑問ですので、その辺もお考えをお知らせいただければ幸いです。

磯崎座長 主に、論点として、コレクションの話とベストプラクティスですね。これは私が以前ちょっと紹介したと思うのですが、EUがこの案を検討しているときに、アップストリームとダウンストリームを分けて考えるというのが要するにこの話です。これは丸山委員からも指摘のあったことですが、原則として、個々の利用及び利用者全てに規制をかける。ただし、その上流部と下流部において、上流部はコレクションですね。提供する側に何らかの機関や組織を認定する制度を設けて、その認定された組織からの受領のときには、既に義務が果たされているという形をとることで、個々に調べる必要がなくなります。

それから今度は下流部で、ユーザーのほうですが、ユーザーについてもそれと全く同じ制度を設けて、本来は個々に調べるのだけれども、ある認定を受けた団体、あるいはそこに所属しているときには、そこが使う場合は義務を果たしているとみなすという、提供側と利用側、両方について簡易な制度なのですね。あらかじめ認証するような制度を設ける、というのがこのEU案のポイントです。ただ、丸山さんからの指摘のように、それにどうしても入ることができないような中小の場合あるいは利用の割合が小さな場合に具体的にどうするのか。かえって小さいほうが手続を全部やらないといけないという、大変になってしまうという面もあって、その辺の考慮が必要です。ただ、これは日本で考えるときも、EUで考えるときも、同じ状況になるかと思しますので、EUができて、ほかではできないということではなくて、制度設計の問題になるのかと思います。

コレクションについては、鈴木(健)委員からの指摘にもあったのですが、レギュレーションにも書いてあるとおり、EUで統一的なコレクションを認定するというのではなくて、手続が書いてありますので、このような基準に合っているコレクションを各国が認定して、それをEU全体のリストに載せるというやり方になっています。手続面で共通性があると内容的には同じような組織が推薦されてくるような形になるのではないかと思います。この辺は、この信頼できるという基準を各国が国内でどのように当てはめるかという問題になるのかと思います。

あと、寺田委員からの論点で、前回も、種苗関連でいまのような困難さがある指摘されています。これもやはり制度設計のところで考えていかなければいけないことであろうと思います。どうでしょうか、業界でEUの業界との間での意見交換などをされているかどうか。EUの業界と意見交換されているときに、いまのような問題点、これは日本、EU、どちらでもおそらく同じ問題が起きると思うのですが、それについて何かもし、EUの業界の見解とか立場というのをご存じでしたら。

寺田委員 EUに関しては、オランダのプラントムというところが結構活躍していると思うのですが、最近の意見はあまり聞いていないです。むしろ、プラントムのほうから、ISFという国際種子協会のところに意見が上がって、今年の6月にポジションペーパーが出ておまして、それがいま最新の種苗業界の意見かと思しますので、もしよろしかったら、それを和訳して示すことは可能だと思います。

炭田委員 ヨーロッパに本部がある国際商業会議所(ICC)の中にABSタスクフォースがあり、そこから種苗セクターの意見について、耳に聞こえてくる場合があります。それは、種苗産業は、本質的に多様性条約の規制にはなじまないということです。多様性条約の原則は二者間の利益配分ですが、種苗の育種では本質的にいろいろな遺伝資源がたくさん混ざるから、多者間の利益配分にならざるを得ない。だからどうするかというと、国際種苗連盟の最近のポジションペーパーによると、本件は、そもそもITPGR-FAのコンセプトになじむから、そちらの傘の下でやるという方向性が望ましいと言っています。日本の場合は、ITPGR-FAに加盟していないから悩みが深刻なのだと思います。

寺田委員 そうですね。

磯崎座長 いまのところ、寺田委員が二度目のほうで触れていたことなのですが、他者が開発した

品種を使って、さらにフリーに新品種の開発ができるはずで、そこに規制がかかると問題だという点です。これは、別の条約ですけども、UPOV 条約の中でもそれは認められているので、おそらくそのあたりも考慮しないとイケないことです。ITPGR は UPOV 条約を受けた条約で、そのもとになるほうが UPOV 条約なのです。そこで認められている権利行使に名古屋議定書絡みで新たな義務を加えるのか、あるいは既に UPOV 条約で認められている権利行使は除外するのか。あるいは、それをどうやって除外するのかという、おそらくそういう形でも解決ができる問題ではないかと思います。

(1) のところですが、いまのように、一般的に義務はかけるけれども、組織を認定することでスムーズに動かすようにするシステム、細かいところはまだ明確ではないけれども、そのような大枠の考え方をとっているという理解ができればと思います。

それでは、(2) についてはいかがでしょうか。

藤井委員 適用対象についてのところですけども、ここには「ヒト遺伝資源を除外」と書かれています。もう一つ、実は名古屋でやったときも議論になったのが病原体なのですが、その議論に参加していたのでよく知っているのですが、なかなか病原体を除くということでコンセンサスを得るのは難しいのかなと思われてはいますけれども、やっぱり病原体というのは、継続的な利用というような、そもそも CBD の理念にそぐわないものですし、特に急激に感染者が増えるようなときにこういう手続を踏んでいて迅速な対応ができるかとか、いろいろ疑問な点もありますので、やはり病原体は除くというふうに、業界としてはぜひさせてもらったらなと考えています。少なくとも手続は簡便である必要はあると思っております。

磯崎座長 (2) では、そのほか。

寺田委員 (2) の、その他のところで、ITPGR-FA との関連ということが書いておりまして、ヨーロッパのほうでも、ITPGR-FA に関連したものは適用しないということに、第 2 条でなっているわけですけども、ITPGR-FA はこの前にご説明いたしましたようにクロップリストというのがありまして、全ての植物というわけでもないのですね。ただ、植物というのは、先ほど申し上げたように、このクロップリストにあらうがなかろうが、同じような問題を抱えているにもかかわらず、ITPGR-FA で適用しないという植物の範囲が不明確だという問題がありますので、できれば植物全体がこの ITPGR-FA 関係のシステムで行われて、CBD 関係では行われたいというようなことを明確にさせていただければ、こちらの不安がなくなると思います。

鈴木(健)委員 前回、かなり拡大解釈だと思ったのですが、コモディティの中にバナナと一緒に微生物を入れちゃったらどうかと。つまり、目的が物を生産することにあるというストレートなベネフィットに通じるのと同じに考えたら困るもので検定菌というのがあります。例えばいま藤井委員がおっしゃったような、まさに病原菌をターゲットにスクリーニングするとか、そういうようなときの病原菌は、まさに(利用して利益を生ずる生物資源と相対する)向こう側にいるものですよ、ということです。

例えば最たるものに薬局方があって、薬局方には検定の対象になっている菌が指定されていて、それを世界中でどうしているかという、三局調和といって、アメリカとヨーロッパと日本で、三薬局方が共通な菌をそれぞれの国(地域)のコレクションの登録番号を指定する形で同じものが使えるようにしている。この考え方を展開させれば、まさにこれと同じ考え方のところに到達する。ただし、その菌は、生きた微生物で培養もできて、その菌から物をとることもできますから、この目的に使うことに限っては対象外のような形。病原菌も同じように、そういう病原菌のターゲットとか、そういうときに使うような、使い方の制限と合わせていくと、むしろ有効なのではないかなと思います。

炭田委員 EU の信頼コレクションは、ユーザーとして EU 域内の人もいるし、外国人(例、日本人)

もいるという想定です。それで、EU の信頼コレクションにある遺伝資源を、きちんとした手続きをとって日本に持ってきたときに、日本の国内遵守措置が EU と整合性を持たないならば、もう一回、日本で手続きをとり直さなくてはならないということが起こり得る。遺伝資源の利用は先進国間でも国際的に相互依存しているので、先進国間の遵守措置のルールに整合性を持たせることが、ぜひ必要となります。EU が域内措置を EU Regulation という制度にすることにより EU の 27 加盟国ですべて同じルールにするという選択をしたのも、実は EU 加盟国間での遺伝資源の流通を阻害しないことを考慮したためと書いてあります。同じ意味で、日本の国益を守り、かつ国際的流通を阻害しないため、日本の国内遵守措置も他の先進国とも整合性を持たせるようにしていただきたいと思います。

浅間委員 この の適用の対象でございますけれども、三つ目の丸のところで、伝統的知識について記載されております。ご存じのとおり、名古屋議定書の中には、「遺伝資源に関連する伝統的知識」という文言があるわけでございますけれども、こういったものを指すというか、具体的なものについては、いままで何もなかったということで、今回、この EU のレギュレーション案の中に初めて、何かということが書いてあるわけですが、これが何か、正直な話、よくわかりづらいと。

先ほど丸山先生が言われたように、具体的な例で、これはこうだよという事例を示していただけると、もしかしたらそれが伝統的知識なのかなというふうにわかるのですが、この文章を読み込んだだけでは、全くもってますます伝統的知識というのはどういう条件にあった場合にそれを指すのかというのがわからないわけございまして、こういったところについても、今後議論を進めていくためには、この解釈というものをもっと議論できるような環境になると、我々としてはありがたいというふうに考えております。

磯崎座長 そのほか、(2) に関しては、

(なし)

磯崎座長 いまの点ですが、EU、あるいは先進諸国が主張してきている MAT で個々の契約において決めるのだという考え方が、この TK にも当てはめられています。ですから、どちらかという制約をかけています。TK という定義をしてそれが当てはめられてしまうのではなくて、該当するもののうち、個々に契約の中で該当すると定めたものに絞られるという書き方をしていますので、いまのような心配については、かえってこれで解消できているのではないかなと思うのですが、どうですか、浅間さん。

浅間委員 すみません。また後ほどよろしくお願いたします。

鈴木(睦)委員 同じようなところを、ちょっと学術の立場から質問させていただきますと、前回の第 2 回検討会の自分の資料で、研究者から見る遺伝資源ということで、遺伝資源の範囲がやっぱりわからない。遺伝資源の範囲として、典型的に野外から採取して PIC と MAT を設定して持ってくるという典型的なものから、本当に、研究者がこれが研究材料だよという試験管で郵送するものから、たくさん種類があって、結局どこまでが遺伝資源かわからないというのを前回出させていただきましたので、それと関連して、やはり遺伝資源の範囲というのは、もちろん EU やスイスの人に同じ質問をして、提供国のことだよという答えが返ってきたのですが、ただ、やはり日本においては、遺伝資源はここまでだよということは、もうちょっとはっきりさせるべきだと思っています。

磯崎座長 最初に出た論点ですが、病原体、ヒトなどとの関連での除外が明記できないかですが、これは以前も議論しました。議定書の第 8 条で考慮義務はかかっているのですが、最終的には提供国が決定することなので、もし含めるという決定を提供国側がしているときには、それ以上打つ手が難しいです。ただ、病原体その他については、WHO で同じような ABS システム、SMTA の制度が進み始めています。国際的に後で何らかの合意がもちろん必要なのですが、ITPGR のもとの ABS と同じような形

で、WHO での ABS について外すことができるかどうかですね。その検討の余地はあるし、おそらくそれは、WHO との関わりの中で動かしていくこともできると思います。确实だというわけではないのですが、その方向について、大きな抵抗がそれほどあるのかどうかですね。これは、医薬、WHO の動きとの中で今後も見ていかなければいけないかと思います。

それから、寺田委員が指摘された ITPGR 関連、あるいは植物遺伝資源を全て包括的に除外できるかどうかについては、ここにも書いてあるように、あるいは名古屋議定書でも書いてあるように、ITPGR のもとで ABS が行われていなければいけません。いまの WHO のケースと同じで、必ずしも MLS からのものに限らず、SMTA を使って ABS が行われる場合は除くことができるのではないかと考えられます。さらに、附属書に必ずしも限定されずに外すことが可能になるかどうかですね。

EU の書き方も、MLS の附属書に載っている種について外すというのではなくて、ABS が行われるかどうかとしていますので、もう少し広く対策がとれるかもしれないです。このあたりも、やはり、ユーザーのほうでそのような形の国内措置をとることが可能であるかどうかの検討の余地は残るかと思っています。

西澤委員 藤井さんが言われたことに関してですが、例えばよその国で病気がはやりますよね。それに日本人が雇って、日本に持ってきちゃったら、それは日本から入手したことになりますよね。そういうのはどうなのですか。

磯崎座長 雇って持ち込まれて検体がとられるということなので、どこで最初に発生したかよりは、検体がどこでとられるかでしょう。本来だと、病原体は輸出してはならないのでしょう。実際に検体を採取した場所ということで大丈夫だと思います。

そうしましたら、(3) の論点で、次のページ。チェックポイントについてですが。

そうしましたら、(3) の論点で、次のページ。チェックポイントについてですが。

寺田委員 先ほど申し上げましたけれども、情報の収集と提供のところのように、こちらが申告情報を出すと、チェックポイントのほうからクリアリングハウスに自動的に上がってしまって公開されるというおそれがあるような気がするのですが、機密保持のようなことは、何かできるような制度はできないものかというのが私たちの希望なのですが、いかがでしょうか。

磯崎座長 そのほか、チェックポイント、どうでしょうか。

西澤委員 にもかかわっているのですが、全体的な印象として、EU の規則は、名古屋プロトコールの実施のテクニックにかなり絞られているように思うのです。規則がちゃんと行われたかどうかだけを見ている。そういう意味で見れば、すごく限定的になっていて、わりと都合がいいなと思います。

藤井委員 欧州の各国の中を見ますと、チェックポイントに、例えば特許庁なんか例として記載されていますけれども、やはり特許庁がチェックポイントになりますと、ある種、発展途上国とか新興国側が、遺伝資源の出所開示してない場合に、特許を無効にするというようなことを盛んに主張していることにうまく乗っかってしまうという危惧が多分にありますので、あと、それから医薬品の承認審査機関なんかチェックポイントになると、医薬品の承認そのものが無効にされてしまうというようなシステムなんか利用されかねないという危惧が多分にありますので、そこらあたりはぜひ避けていただきたいというふうに、我々医薬品産業は考えております。

吉田委員 私のほうからは、これに関連してですけれども、逆に、情報公開や、そういったチェック、抜き打ちチェックなども入っていますので、この実効性とかいう視点でご質問なのですが、おそらくヨーロッパの場合には、さまざまな権威ある当局が指定されても、ある程度、そういった情報公開

や、その権限の行使というものについては、それほど違わない法律の体系を持っているということがあるのだらうと思うのですが、もし我が国でこういったことをやるとすれば、独自の、そういう機関の設置法をつくるのか、あるいは、どこかを認定した場合に、その機関がこういったチェックの権限を持つとか、あるいは情報公開についてはどうするのだとか、そういったことを考えていかなければいけないと思うのですけれども、EU の場合には、そういった国間の法律の違いとか、機関の権限の違いというものについては、議論された上でこういった形になっているのかというあたり、もし情報があれば教えていただきたいなと思います。

炭田委員 EU Regulation 案では、特許当局はチェックポイントからは明確に除外されています。別途、バイオテクノロジーの知的財産に関する EU 指令書の前文の中に、特許申請時に遺伝資源の地理的な原産地の開示の奨励が言及されています。これには法的拘束力はありませんが、特許申請における原産地開示の法制化をした国はあります。デンマークはその一例です。

EU Regulation 案にある「権限ある当局」とは何かというと、このデューディリジェンスなどに関する「権限ある当局」であって、医薬品等の製品の許認可を決める権限ある当局とは異なります。医薬品等の許認可当局は、EU Regulation 案のシステムとは別の仕組みです。

スイスの国内法案では、デューディリジェンスに関する届出情報が、中央チェックポイントから、必要な場合は製品許認可当局に回って行って、製品許認可プロセスにも影響し得ると思われま

丸山委員 私も藤井委員と同じような意見なのですが、特許とか、そういうところを管理ポイントに置いた場合に、例えばそこまで行って、そこで拒絶を受けてしまうと、特許の取得というものが遅れるということで、これは非常に、そういう意味でいきますと、権利の取得が遅れるわけですから、それだけデメリットが増えるということになりますので、そういった産業の振興ですね、あるいは研究開発の発展を阻害しないような形でチェックポイントは設けていただければと思います。

藤井委員 EU 案は、そういう意味ではかなり配慮されているかなとは思いつつも、現実には、ほかの国の具体的な 各国ベースでああいう文字が出てきていたので、ちょっと危惧しているという、そういう趣旨です。

西澤委員 さっきも言いましたけれども、結局、名古屋プロトコールというか、手続のやり方だけを問題にしているのであって、そういう申請とかとは全然関係ないと思うのですね。

あと、さっき秘密保持ということが出ましたけれども、もともと秘密保持していいことになっているわけですから、特に問題ないと思うのです。ただ、実際それをやったときに、例えばいま他社の申請を薬事法関係で見るという制度はあるのですけれども、実際見てみると、ほとんど真っ黒で、何の情報もとれないのですよね。もしかしたらそういうふうになりかねない。だから、最低限開示すべきことというのをはっきり決めておけば、別に悪いことではないと思います。

外務省 以前に、EU 代表部というところで働いていたので、若干 EU の法律プロセスについてご紹介しますと、いまの段階というのは、欧州委員会の案が出た段階なのですね。この段階というのは、インパクト・アセスメントをしたりという、非常に合理的・理性的な案が出てくるのですが、この後、欧州理事会、これは要するに加盟国の間の意見調整と、その後は欧州議会ですね。このプロセスを経て法案というのが出てくる。

まず、欧州理事会では何が起こるかということ、ここは要するに欧州委員会と各加盟国の権限の綱引きが行われて、加盟国にしてみれば、できるだけ EU 権限というのを少なくしたい。先ほど藤井委員の言われたような形だと、できるだけ自分が既存でつくっているやりやすいスキームに合わせるような形で欧州委員会の仕組みを合わせたいというような、そういう権限のやりとりが行われるのではないかと

その後、2009年のリスボン条約というので、欧州議会のほうも、大体了承をもらわないと規則というのはできないというような仕組みになっていますので、これは要するに既存政党の承認で、ヨーロッパにあるような国の意見が反映される。ヨーロッパで何が特徴かということ、やっぱり緑の党が強いので、非常に環境的に強硬な意見というのが欧州議会のところで出てくる。

そういう二つのプロセスを経て、そういう意味では、欧州委員会がまず最初に出す案というのは非常に理想主義的な案が出るのですけれども、そのとおり最終的にその形になっているかというようなことは、必ずしもそうは言えない。例えば非常に近い話であれば、理性的な形で、我々、この世界にも影響があるGMOというようなものというのは、リスクベースで個々に承認するような提案というのが、欧州委員会が出るのですけれども、各国、特にGMOであれば、オーストリアとか、あと、欧州議会も非常に懐疑的だと。だから、そういう承認をすべきという提案を欧州委員会が何回言っても絶対認められない、そういうようなこともあったわけです。

このABSに関するものというのは、そんなにコントラバーシャルなところはないと思うので、それほど時間はかからないのではないかと思います。いずれにしても、非常に官僚主義的な手続というのを多々経て法制度化されるので、やっぱりこれから1年半とか2年ぐらいかかるというのは、欧州委員会の多少楽観主義的なところで言った見通しかないとはいって思っています。

炭田委員 情報公開のことで付言します。EU Regulation案では、EU加盟国の権威ある国内当局は利用者による遵守の届出の情報を、2年に1回の頻度で欧州委員会に伝達し、欧州委員会から生物多様性条約事務局のABSクリアリングハウスに報告するとの規定です。利用国からの届出情報の開示の頻度が低いように一見、見えますが、その理由は、EU Regulation案は、名古屋議定書の義務を守っている遺伝資源提供国を対象としていますから、そもそも遺伝資源利用者が提供国からPIC許可証を得た時点で、その情報はその都度、提供国からABSクリアリングハウスに報告され公開されることを前提としているため、と考えられます。

磯崎座長 いまのところは、議定書の17条の国際的に承認された認証システムに関わります。必要な情報の項目が列挙されていて、そこには、既に商業機密等については外すことができるとされています。ただ、それは、提供国がPIC制度の中で設定するので、どの範囲までが商業機密になるかは必ずしもはっきりしていません。いずれにしろ、名古屋議定書で秘密保持については既に定められています。おそらく14条のクリアリングハウスを動かすというときにも同じような議論ができます。ですから、この国内措置のところというよりは、もう少し大きな国際的なレベルで、いまのような秘密保持については決まっていくと思います。

それから、藤井さんが挙げた疑問には、炭田さんが既に答えています。EUディレクティブの中で特許に関しては、ボランティアで、義務設定した場合でも、特許出願それ自体や特許の効力自体に影響が及ぶのを避ける形にはなっています。デンマークは既にそれに基づいた国内法を持っているので、このような形になっていると思います。

ただ、一方で、特許そのものの効力に直結させるようなシステムを、これまでも開発途上国は主張しています。そういう主張は、いずれにしても続いていくのではないかと思います。

そうしましたら、チェックポイント、次の罰則ですかね。(4)についてはどうでしょうか。

寺田委員 罰則で差し止めとか没収とか、かなり厳しいことが定められているのですけれども、先ほども説明いたしましたけれども、植物育種の場合は、ある素材を、市販品種とかを使いまして、新しい新品種をつくっていくのですが、その使う市販の品種がデューディリジェンスをして、要するにちゃんと名古屋議定書に基づいて、PICやMATをやられているということを確認することが非常に難しいわ

けですね。そういうことでおそらく問題ないものとして使ってやっていますが、後から、それは実は反しているということがわかって、没収、差し止めとなった場合を考えると、色々な疑問が生じます。私たちがつくったその新品種を使って、さらに第三者が新品種をつくっているとかというような、カスケード的な問題がいろいろ起こってくるわけです。そうなってくると、もしも、私どもがつくった新品種が違反というような形になったときに、没収、差し止めがあったら、それから更につくられたものも没収、差し止めとなっていくのかという疑問が生じることになるわけです。しかし、私どもの新品種からつくられていった第三者を特定することは困難です。どなたが買われて、どなたが育種するかということ、トレースとかモニタリングすることがまず不可能なので、実際上どうするのかという問題が生じると思われます。

鈴木(睦)委員 大学等において基礎研究がされているわけですが、そのときには、前回の検討会で出ささせていただいたように、いろいろな、大学の文化で自由に物をやりとりしている文化もあり、また、どこまでが今回の名古屋議定書の範囲であるかということもはっきりしていない。そういう明確性が若干欠けているルールの中で、このような厳しい罰則というのが、先ほどと同じ意見で、本当にこれができるのか。また、かなり厳し過ぎるのではないかなというふうな感覚を持ちました。

炭田委員 既に申し上げたのですが、今の時点では、EU Regulation 案の内容を咀嚼中という段階です。この部屋で専門家として選ばれている方は、咀嚼の程度が深いと思いますが、実際に規制の対象となる企業や研究者の人たちは、これから咀嚼していく段階です。この検討会での意見が、環境省さんの今後の政策の方向性を決める上で影響を与えたら困ることになります。ほかの委員の方はどう思われているか知りませんが、私は、罰則がよいのか否か等についての意見については一切、触れません。それは、今日の段階では時期尚早だと思います。ここでは、いろいろな関係者の共通の理解を見定めつつ、だんだんと案を練っていくという、そういう手順を踏まれたほうがよいと思います。

磯崎座長 いまの炭田さんの意見に関連して、先ほどの特許の場合と似ているのですが、このレギュレーションでは、比較的幅の広い規則案を出しています。厳しいのをとらなければいけないのではなくて、各国は可能であり必要であれば、没収というところまでとることができるという、書き方です。条文では、11条がそうです。もう一つ、EUのとっているシステムの特徴的なのが、その前の9条にあります。普通は、何か手続違反があったりしたときに罰則が適用されるというのは当たり前なのですが、その前にもう一段階あります。うまく行っていない事態が見つかったときに、すぐに罰則を適用するのではなくて、そういう状況を改善させる手法をとります。どこに、どんな問題があって、それについてどんなふうに改善するか。それを当事者に情報提供をして、当事者が定められた期間内に改善措置をとるよう求めます。改善措置がとられれば、そこで問題が全部解消して罰則に行かないことになります。そのソフトなシステムが必ず罰則適用の前にあることもEU案の大きな特色です。違反がはっきりしたらすぐ処罰ではない。それから、処罰と書かれているけれども、それは各国の国内法の現状の中で、ほかとのバランスで、どこまでできるかという範囲を書いているという理解を、この9条と10条から、することができます。

藤井委員 ただいまの先生から説明いただいた内容で、ほぼ、私がしようと思っていたコメントがクリアされているかなと思ってはおりますけれども、やはり我々、人がやることですから、過失は絶対あるわけですので、その過失があったから直ちに罰則ということだけはやめていただきたい。その前に、先生がおっしゃったとおりなのですけれども、我々のほうに、その過失によるミスを修復できる、そういうチャンスを必ず与えてくださいということです。

外務省 補足説明ですが、9条と10条、11条は、EUの特殊性によるところもあるのではないかと

思うのです。先ほど言ったように、EU 権限と加盟国権限というのは非常に微妙なところがあるのですが、加盟国が絶対最後まで離さないだろうというのは、おそらく課税と罰則の権限なのですね。これはやっぱり国の基本なので。おそらく罰則によるものは、EU 規則であっても、EU が定めるということではなくて、加盟国が国内法に基づいて定めるといって、大体そういう規制になっております。

そういう意味で、11 条はまさにそういう規定を、ガイダンスだけを置いて各国の国内法で定めてくださいと書いてある。ただ、行政罰みたいなものは必ずしもそうではないので、9 条は、そこはソフトなことで、各国ともに個別の扱いになるかというのは、ちょっとそこはよくわからないところがあって、おそらくこの 8 項に載っているみたいに、implementing acts というのは、これはいわゆるコミッション・レギュレーションという、日本でいう政令みたいなものを EU が定めるので、おそらく細かい手続というものはその中に出てくるのではないかと。

大体、EU レギュレーションが出たときというのは、レギュレーションがあれば、別に各国というのは国内法をつくらなくても、そのまま法律として適用されるのです。だから、罰則との関係があるので、各国ともに国内法をつくらなければならないというわけではなく、大体そういうレギュレーションがある場合というのは、EU 規則とほとんど同じ文言を国内法にしているという場合が多いので、基本的にはそれほど差がない共通の適用というのをされるのではないかと。といいますのは、先ほど炭田さんが言われたように、EU の基本というのは、域内流通というのを阻害しないと。要するに規制というのをできるだけ同等にするというところがありますので、各国で恣意的に規制のやり方を変えていくというやり方は、基本的に好まれないと思いますので、9 条のところというのは、むしろ EU がどういう手続というのを具体的に決めていくかということにかかってくるのではないかと考えております。

磯崎座長 この EU、罰則を含めた(4)について、他には、

(なし)

磯崎座長 そうでしたら、(5)と(6)を一緒にして、ここではどうでしょうか。

鈴木(睦)委員 (5)番の「EU アクセスプラットフォーム」の審議事項におきまして、非商業的研究のためのアクセスの簡素化ということの事項の審議ということが入っておりますので、この非商業的研究ということに関して、本当に審議といたしまし、非商業的研究の簡素化に関してのいろいろな検討はすべき事項だと思っていますので、自分もこのプラットフォームに関する動きというのはいろいろ見ていきたいなと思っていますし、やはり非商業研究のアクセスの簡素化ということは重要だと改めて思いました。

磯崎座長 いまの意見は、日本が日本の資源について設定するとき、ということですね。

鈴木(睦)委員 いいえ。日本が非商業研究 日本が日本の、ですか。

磯崎座長 はい。国内 PIC。

鈴木(睦)委員 国内 PIC か。すみません。ちょっと意見を変えます。申し訳ございません。

国内 PIC においては、要らないというのが自分の意見ですので、申し訳ございません、いまここでパッと見て思ったのですが、国内 PIC においては要らないと。学術においてはフリーアクセスが望ましいということに関しまして、改めて主張させていただきます。

外務省 国内 PIC についてまた述べさせていただくと、EU の特色としては、関税同盟みたいに入ってくるところは共通ルールでやるのですけれども、EU から外に移される時は、各加盟国に権限がある。ただ、貿易交渉とか、輸入検疫なんかでも、外国から EU 圏内に入っていくときは、EU で定める共通ルールでやるのですけれども、EU の加盟国からほかの国へ出てくるときは各国の輸出検疫とかのルールに基づいてやるというふうになっているので、おそらくそういう観点から、国内 PIC で、各国の

遺伝資源を出すときはどうするのかというところについては、各加盟国の判断に定めるといふ、そういうふうにしたのかなと、細かく中身を見ているわけではないのですが、そういうふうに感じました。

磯崎座長 (5)(6)で、そのほかは。

(なし)

3) その他

磯崎座長 そうしましたら、次に議題3。これは、これまでこの検討会が議論してきたものを整理しています。5-1は、前回の検討会の後に、追加の情報、特に5-2の情報を含めた形でまとめています。説明をお願いいたします。

山崎係長 参考資料の5-1と5-2ですけれども、第1回と第2回検討会でいただいたご意見と、それを踏まえまして、事務局から内容について、追加でお聞きしたい点につきまして、各委員の方に質問させていただきまして、質問させていただいた内容と回答の内容が、参考資料5-2につけさせていただいたものでございます。これを反映したものが5-1の論点整理の表です。こちらで持続的に整理したものとしまして、今回皆様からいただいたご意見もまた反映しつつ、今後活用していければと思います。

参考資料5-1で1点修正、誤りがございまして、(2)ののところの一番上のボツですけれども、「主権を行使」と書いているのですけれども、こちらは「主権的権利の行使」でございます。大変失礼いたしました。

磯崎座長 この検討会が議論をまとめていくそのベースになる5-1の表ですが、これは、いま説明にもありましたように、今日の議論も踏まえて、さらに改訂をしていきます。それで、短い時間ですが、皆さんのほうで、前回の検討会が終わった後に、個々に、事務局と関係する委員の方との間で情報交換をして、それをまとめたのが5-2です。もし事前配付されていて、あるいは、今日読んでみて、ほかの方の意見ですけれども、わからないとか、あるいは何か疑問があるとか、そういうことをもしお気づきのところがあれば、この場で、具体的にどういう趣旨なのか、あるいはその背景について、担当の委員の方から追加説明をしてもらえる可能性があります。問題がなければ構わないのですが、前回以降の間でのこのまとめの内容について何かございますか。

炭田委員 2ページ目の上に「炭田委員」と書いてあります。コモディティのところの二つ目の文章ですが、「WTO等の条約との関連問題は、議論の対象から外す」とあります。これは、事務局の要約過程で原文が短くなっており、誤解を招くといけないので補足させて頂きます。これは、「炭田個人の今後の勉強課題として考えたいので、炭田の発言としては、このWTOの問題はここから外していただいて結構です。ただし、検討会の議論の中でも外してよいという意見ではありません」という意味です。念のため申し上げます。

磯崎座長 ご自分の出した意見の、いまのようなまとめ方も含めてですが、何か気がついたところがございますか。

(なし)

磯崎座長 全体的にですが、外務省からありましたが、ほかの省庁の方ではいかがですか。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、今日の議論もまだ途中段階ですので、今日の議論を含めて、この5-1という資料を充実させていきたいと思っております。EU案を含めてですが、具体的な非常に細かいものを見なければいけなかったということ、それから事前の準備ということも制約がありましたので、今日この場

で議論をすることで理解度もかなり深まったかと思えます。その辺を踏まえて次につなげたいと思えます。

中澤課長補佐 EU 案をもとにした、大変充実した議論をいただきまして、私どもとしても大変参考になりました。

今後の進め方でございますけれども、先ほど炭田委員からも、しばらく咀嚼する時間が必要だというお話がございまして、ここで私どもとして、次回以降、国内 PIC の問題を少し掘り下げたいなと思っております。委員の方々、各界の、ABS に関して網羅的に集まりいただいているという認識でございますけれども、場合によっては、外部の有識者の方のお話を聞いたりしながら、国内 PIC の問題について議論をさせていただきたいと思えます。

それから、鈴木（健）委員から。

鈴木（健）委員 今日、資料としてお配りさせていただいたカラーのチラシがあるのですが、私どもの施設、NITE の微生物資源センターが開設 10 周年の記念のシンポジウムを、まさに今回のような話を受けて、このような微生物資源センターが名古屋議定書でどうなっていくかというようなテーマで、環境省からの後援もいただいて、牛場室長からもご挨拶をいただくような形で開催させていただくことになりました。裏にプログラムがありますが、特にヨーロッパの動向が、今日も随分話題の中心になりましたが、ヨーロッパで一番大きなコレクションであるオランダの CBS、あるいはベルギーのカルチャーコレクションを取りまとめている BCCM、これは科技庁にある部署になりますが、そのフィリップ・デスメスなどからの講演をしてもらい、実際現場で彼らがどのように名古屋議定書を理解しているかということ、アジア側の私どもとあわせて意見交換する場というのをつくらせていただきました。

皆様、ご関心あると思えますので、よろしかったらご参加いただけたらと思えます。

中澤課長補佐 情報をありがとうございました。

それでは、最後に、星野審議官のほうから一言ご挨拶申し上げます。

星野審議官 本日は、長時間にわたりましてご検討をいただき、大変ありがとうございました。環境の分野で野心的な取組を行ってきている EU が、今回規則案を公表したことを受けまして、それを題材に、本日の検討会では幅広く具体的なご意見を委員の皆様方からお伺いすることができました。我が国としても、今後の検討を進める上での論点について、一層議論を深めることができたと思っております。

次回の検討会では、司会からも申し上げましたように、特に国内での遺伝資源へのアクセスについて、外部からの有識者の方もお招きをするなどして、議論をしていただく予定でございます。

私自身、インドで開かれた COP11 に参加してまいりました。COP11 で日本の締約国会議の議長国としての任期は終了したわけでございますけれども、COP10 議長国としての日本の取組に対する各国の関心が非常に高いということを実感してきました。また、各国からも日本の議長国としての取組に対して評価が与えられているということも、改めて実感してきたわけでございます。議長国の期間は終わりましたが、COP10 の議長国として、この名古屋議定書につきましては、早期締結を目指して検討を進めていきたいと思っております。我が国としてふさわしい国内措置の検討を今後一層加速させていきたいと思っておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上